

国際教養大学専門職大学院教育課程連携協議会規程

平成 31 年 4 月 1 日
理事長 決定
規程 第 125 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号）第 6 条の 2 の規定に基づき、国際教養大学（以下、「本学」という。）に専門職大学院教育課程連携協議会（以下、「教育課程連携協議会」という。）を設置し、必要な事項を定めるものとする。

(構成員)

第 2 条 教育課程連携協議会は、学長を議長とし、次に掲げる者をもって構成する。ただし、専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号）第 6 条の 2 第 1 項のただし書きのとおり、(3) の者を置かない場合がある。

(1) 学長が指名する教員その他の職員

(2) 本学専門職大学院の英語教育実践領域、日本語教育実践領域及び発信力実践領域に係る職業に就いている者、又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有する者

(3) 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者

(4) 本学教職員以外の者であって学長が必要と認める者

2 構成員の過半数は、本学の教職員以外の者とする。

(招集)

第 3 条 教育課程連携協議会は、議長が必要と認めたときに招集する。

(議事)

第 4 条 教育課程連携協議会は、構成員の過半数の出席により成立する。

2 教育課程連携協議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第 5 条 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長等に意見を述べるものとする。

(1) 産業界等との連携による授業科目の開発及び開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項

(2) 産業界等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

(任期)

第 6 条 構成員の任期は、2 年を原則とし、必要に応じて 2 年を越えない範囲で別に定める

ことができる。

2 補欠の委員の任期は前任者の残存期間とする。

(事務)

第7条 教育課程連携協議会の事務は、教務課が行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は議長が定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。